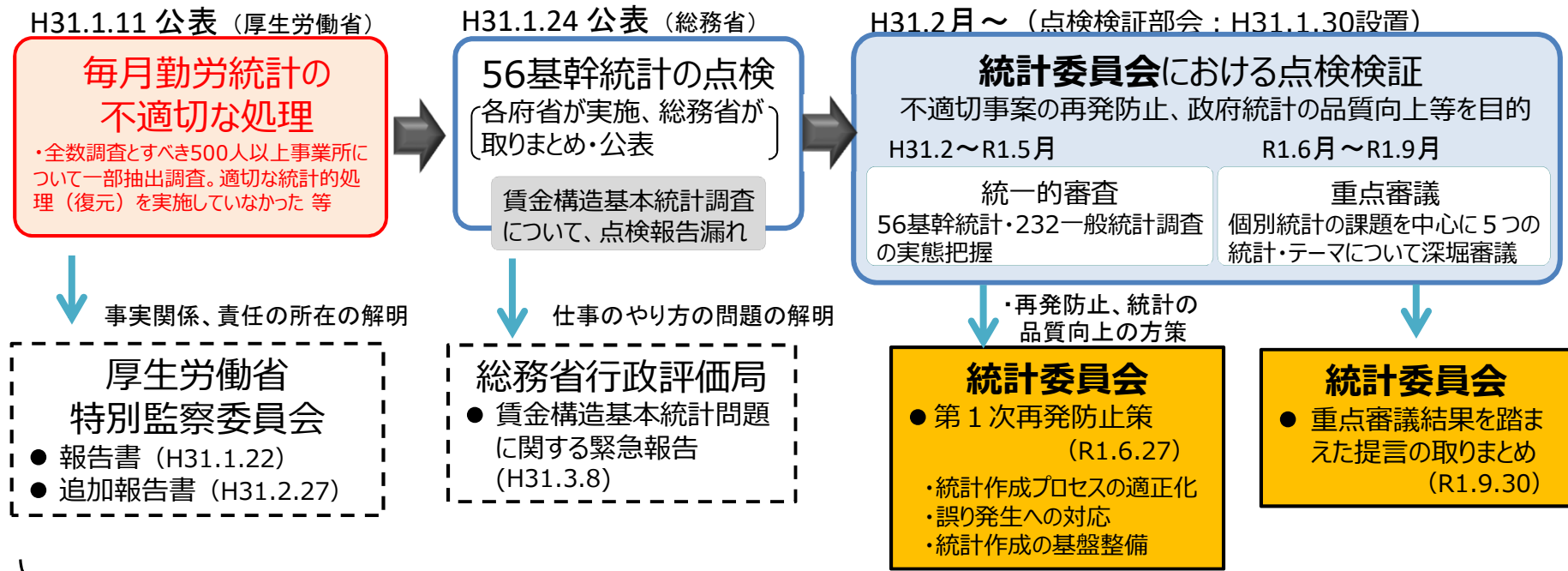


- 一連の統計不適切事案を踏まえ、統計行政の信頼回復と不断の統計改革に取り組む観点から、統計委員会、統計改革推進会議、統計行政新生部会からそれぞれ提言がなされた。これらを踏まえ、第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」が令和2年6月2日に閣議決定し、同日、統計行政推進会議（各府省統計幹事で構成される会議体）で改革工程表が決定された。
- 厚生労働省としては、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を策定し、省独自の統計改革の取組を推進しているところ。これに加え、政府として第Ⅲ期基本計画等に盛り込まれた取組についても、関係府省と連携の上、着実に実施し、統計行政の取組をさらに前に進めていく。



R1.12.24 「**総合的対策**」の報告書取りまとめ（**統計改革推進会議**）（※）

※R1.8に新設された「統計行政新生部会」で検討

報告書で定めた対策のうち、特に重要な対策については、基本計画に盛り込むことを提言

第Ⅲ期基本計画の改定（R2.6.2 閣議決定）、総合的対策に基づく工程表策定（R2.6.2）

「公的統計基本計画」の変更について（令和2年6月2日閣議決定）

<背景・概要>

- 統計法に基づき計画を策定。今回は、平成30年3月に策定した計画を変更するもの
- 不適切統計事案の発生を受けた統計委員会の「再発防止策」（R1.9）、統計改革推進会議統計行政新生部会の「総合的対策」（R1.12）における提言を受けて、新たな取組を盛り込むための一部変更

<計画の変更内容（ポイント）>

◎ 再発防止策・総合的対策の提言内容の盛り込み

① 品質確保に向けた取組の強化

・ P D C A サイクルの確立、第三者監査の導入等を通じて、統計作成プロセスの改善を図る。

② 統計の重要度に応じたメリハリのある管理

・ 基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲の再検討のほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。

③ 各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援

・ 総務省の統計部局が各府省を支援するとともに、各府省統計部局においても統計に係るハブ組織として省内支援を行う。

④ 専門性を有する人材の確保・育成

・ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。

⑤ 職場風土等の確立

・ 統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。

※ 総務省としては、政府統計全体のハブ機関として、「各府省の統計作成プロセスに対する支援」、「専門人材の派遣」、「統計データアナリストの育成」等の取組を通じて各府省をサポートしていく。

R2.3.16 諮問

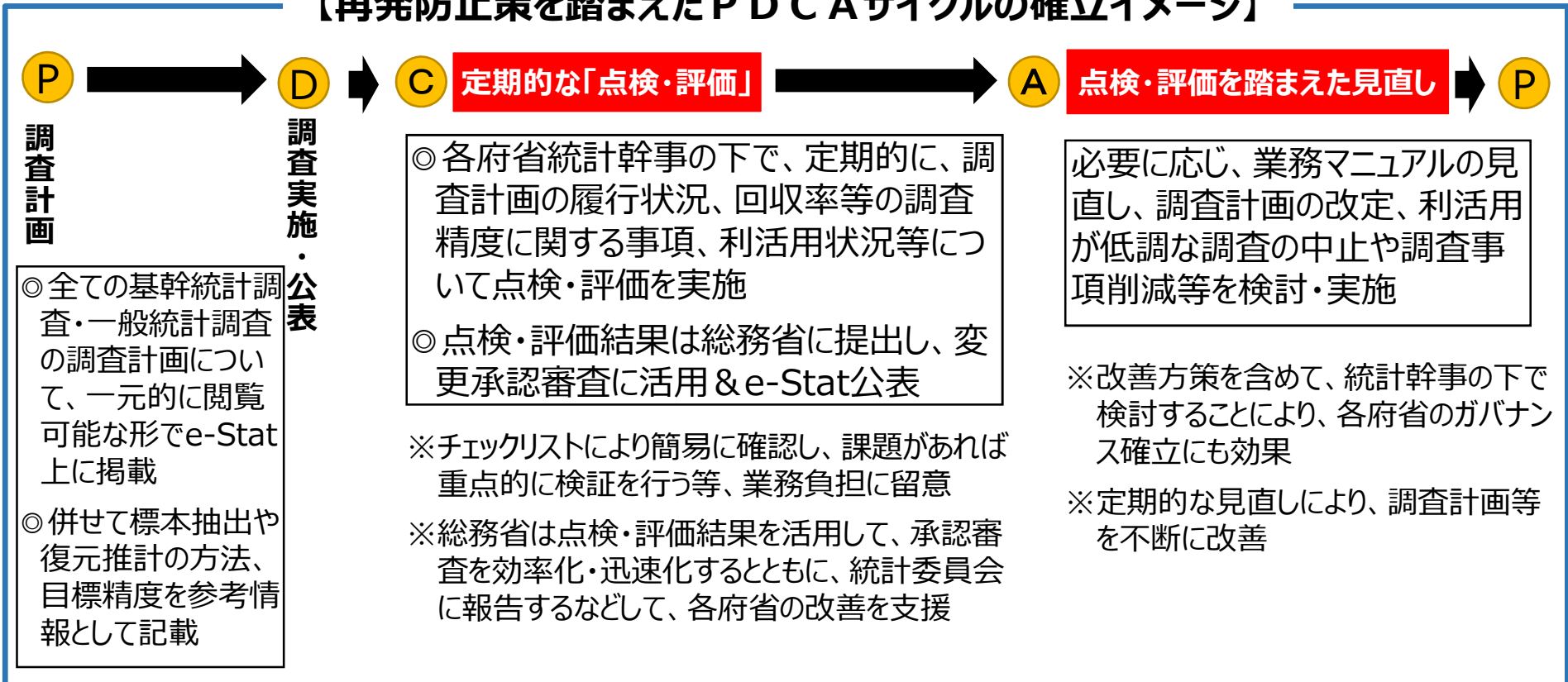


R2.5.1 答申

再発防止策を踏まえた取組状況

- P D C Aサイクル確立については、各府省における主体的な取組が不可欠である一方、政府全体としての統計に関するガバナンスの改善や統計作成プロセスの透明性確保を図るため、一定の統一性・品質の確保が必要
- このため、主要府省の実務者によるワーキンググループにおける検討を踏まえ、各府省における取組の指針となる点検・評価ガイドラインを策定（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）

【再発防止策を踏まえたP D C Aサイクルの確立イメージ】



各府省の統計専門人材の育成（イメージ）

- 統計の業務資格（統計データアナリスト、アナリスト補）を新設（令和3年度から認定開始）
- 調査設計や分析的審査はアナリスト、調査管理業務にはアナリスト補を必置化
- 政策部局にも配置して、データに基づく政策立案・検証（EBPM）にも活用

